

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年8月15日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人NPO京都の文化を映像で記録する会

(2) 代表者の氏名

濱口 十四郎

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区太秦多藪町43番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主として京都の文化を、さらにわが国に存在する新旧の文化、特に埋もれている文化や滅びつつある文化を探り、主として映像に記録し保存すると共に、編集、作品化し、児童生徒を初め広く日本人々に供し、京都文化並びに日本文化の記録と発展に寄与することを目的とする。また、必要に応じてわが国と関係の深い諸外国の文化を探り、記録、作品化すると共に、積極的に諸外国の人々にも作品を提供する。

2 申請年月日

平成24年8月6日

(文化市民局地域自治推進室)